

平成24年 第2回定例会

1 議事日程

6月18日(月曜日)午前10時開会

第2号

日程番号	議件番号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名 番 番
2		一般質問 1 大西米明 議員－(1)7%節電について (2)職員の再任用について 2 清水秀雄 議員－住宅リフォーム助成について 3 和田鶴三 議員－乳幼児医療費無料化について 4 細井文次 議員－学校に於ける不審者対策及び危機管理 5 秋間紘一 議員－(1)土幌町国民健康保険病院の運営について (2)障がい者専用総合施設の建設について
3	議案第4号	辺地総合整備計画の策定について
4	議案第5号	農業共済事業農作物共済危険段階基準共済掛金率等の設定について
5	議案第6号	農業共済事業運営協議会委員の委嘱について

2出席議員(12名)

1番 秋間 紘一	8番 清水 秀雄
2番 飯島 勝	9番 中村 貢
3番 森本 真隆	10番 和田 鶴三
5番 細井 文次	11番 大西 米明
6番 出村 寛	12番 加藤 宏一
7番 服部 悦朗	13番 加納 三司

3欠席議員(0名)

4地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	教育委員長	力石 憲二
代表監査委員	佐藤 宣光		

5町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
会計管理者	太田 靖久	保健福祉課長	大森 三宜子
総務企画課長	後藤 忠義	病院事務長	渡辺 博文
町民課長	伊賀 淑美	特老施設長	波多野 義弘
建設課長	土生 明美	子ども課長	寺田 和也
産業振興課長	堀江 博文	消防署長	星屋 尚司

6 教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長	神野 光男	教育課長	植田 廣幸
教育委員会参事	笠谷 直樹	高校事務長	金森 秀文
給食センター所長	鈴木 典人		

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	道端 雄伸
------	-------

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	柳谷 善弘	総務係長	仲山 美津子
------	-------	------	--------

9 議事録

(午前10時00分)

1	加納議長	ただいまの出席議員は12名であります。 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第1、会議録署名議員の指名 を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番、清水秀雄議員及び9番、中村貢議員を指名いたします。
2	大西議員	日程第2、一般質問 を行います。 それでは、順次発言を許します。 質問順位1番、大西米明議員、7%節電について町長に質問を行います。 おはようございます。それでは、2点について町長にお聞きをしたいと思えます。 それで、まず初めに7%の節電についてお聞きをいたします。北電泊原発の全基停止により今年の夏に電力不足が懸念され、政府は北海道内の節電目標を平成22年度比7%以上減と打ち出し、節電を要請する期間、時間帯については7月23日から9月17日、なおお盆の8月13日から15日は除く、までの平日9時から20時、9月10日から14日までの平日17時から20時までと決定いたしました。町、企業、農業者、家庭のそれぞれが節電に取り組む必要が出てきましたが、役場等公共施設の節電対策と町民に対する周知について町長にお伺いいたします。
	加納議長	町長、答弁願います。
	小林町長	それでは、大西議員の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。 政府は、今年の夏の電力供給見通しとその対策を検討して、5月18日に開催された電力需給に関する検討会及びエネルギー環境会議の合同会議において、今夏の電力需給対策が示されました。これを受けて、

道内においては5月21日に政府機関、地方公共団体、電力会社、経済、業界団体による節電ネットワークとして北海道電力需給連絡会が設立され、今夏の節電の取り組みを確認しております。また、北海道は、国から示された対策及び北海道電力需給連絡会の確認に基づき、今夏の節電に向けた集中対策を実施することとしており、5月23日付、十勝総合振興局長名で管内市町村長に対して節電取り組みの要請をしたところであり、さらに、5月30日には、十勝管内の市町村長を対象に、節電取り組み及び情報の共有と意見交換のため十勝地域電力需給連絡会議を開催し、取り組みの確認を行ったところであり、

国が示した節電の内容は、ただいま大西議員からもお話がありましたとおり、全国的には7月の2日から9月28日までを節電期間とするものであり、北海道電力管内では7月23日から9月7日までは午前9時から20時まで、9月10日から9月14日までは17時から20時までを電力使用のピークとして、猛暑であった平成22年対比で7%以上の節電を努力目標としているところであり、なお、この節電は土日及びお盆期間は除外としており、特に病院、福祉施設、高齢者などへの配慮が必要とされているところであり、

質問の第1点目であり、役場など公共施設での節電対策としましては、過日開催しました課長会議において各課で取り組み可能な内容を検討するよう周知をしたところであり、その検討結果といたしましては、取り組み期間は北海道と同じく7月2日から9月28日までとし、その内容は照明灯の減灯、パソコン及びコピー機の待機電源のオフ、冷蔵庫の温度設定調整、白熱電球のLED化、電気ポットの使用制限、自動ドアの一部開放、駐車場及び街路の減灯などで、今後において取り組み可能な事項について積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

質問の2点目であり、町民についての周知ですが、6月、7月発行の広報、役場だよりにおいて役場など公共施設においての節電取り組みを紹介するとともに、町民の皆様にも節電にご協力をいただきますよう周知をする予定であります。なお、電力供給者である北海道電力では、一般家庭にはチラシで、事業所にはダイレクトメールのほか、マスコミなどにより節電のお願いとその方法を周知する予定と聞いているところであり、

いずれにしても、町はもとより、一般家庭、各種団体、事業所などに協力をいただきながら、計画停電、緊急停電が回避されるよう節電に取り組んでまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

加納議長
大西議員

再質問があれば許します。11番、大西議員。

今回7%の削減ということで国が出てくる。今の政府は、国民は本当に7%なのかという信用をなかなか置けないという、国民の中には

多いのだと思うのです。さりとて国が7%という削減案を出してきた以上、役場等はやらないわけにいかないのだと思いますけれども、今の町長の答弁の中で各課で節電の取り組みがどのくらいできるのかということで、結果としていろいろなこういってことで節電しますよという話が出てきました。通産省の通達では、病院だとか高齢者、弱者については無理な節電を要請しないでほしいというような通達が来ていますけれども、土幌町の特老、病院の節電計画はどのようになっているのか、課で取りまとめたみたいですから、それについてちょっとお聞きします。

加納議長

町長。

小林町長

それぞれの所属長から内容についてはお答えします。

加納議長

病院事務長。

渡辺病院

病院事務長の渡辺より説明いたします。

事務長

今までの取り組みとしてはあったのですが、先ほど説明がありましたようにパソコンの電源を小まめに切るとか、あと不必要な部分の蛍光灯の削減、点灯している本数を減らすとか、そういったことに取り組んでおります。

加納議長

特老施設長。

波多野

特老、波多野より答弁させていただきます。

特老

うちのほうは、今回ばかりではなくて、前から要らないところの電気は既に蛍光管などを抜いて対処してございます。あと、窓のほう、西日のほうなのですけれども、西日のほうは夏場になると暑くなりますので、よしずを立てたり、そういった太陽光の遮断をすることによって室内を涼しくするという対策もしてございます。

施設長

以上でございます。

加納議長

再質問ありますか。11番、大西議員。

大西議員

病院にしても特養にしても、入っている入所者に負担をかける、病気で病んでいるもいますし、高齢者の人でありますから、熱中症だとか、そういういろんな問題もありますので、なるべく入っている人には無理のかからないような節電をしていただきたい。ただ、事務所だとか廊下などの節電は極力やっていただきたいと思うのですが、町長、今各課から出てきたいろんな対応で7%削減できますか、それについてお聞きします。

加納議長

町長。

小林町長

まず最初に、病院だとか特老についてはそれぞれ申し上げたのでありますけれども、患者だとか利用者の健康等にかかわる部分については、それは基本的には町としては節電の対象にはしないということと、そのほか一般的な事務的なそういうものについては節電をしていくという、そういう方向を取り決めたいと思いますけれども、それとあと7%達成できるかどうかということでありまして、まず1つ、

これまでも報告したとおり、本町は平成18年度からL A S—Eに取り組んできていまして、電気も節電するというので、それぞれ先ほど病院の事務長なり、あるいは特老施設長からお答えしたのも、そのL A S—Eの中で取り組んできた内容でありますけれども、それによりますと平成18年度から23年度までで電気量で12.7%削減しているということからすると、かなり限界に近い節電をしているところでありまして、今回いろいろな取り組みをしていくので、数値的に7%に達するかどうかというのは不明なのでありますけれども、いずれにしてもでき得る限りの節電をしていくということで町、役場として努力をしていきたいというふうに思っているところでございます。

加納議長
大西議員

11番、大西議員。

今町長のほうからも18年度から5年間L A S—Eをやっているということで、私も決算書を見て、今回7%削減と言われていても、20年度から22年度、今回の決算は23年度入っていませんから、そこまでわかりませんが、目標として20年度比1%削減ということでL A S—Eでやってきたのですが、結果としては0.4%しかできなかったと、1%に達していないというのが現実でありますよね。ということは、7%削減ということは、今年からL A S—Eが始まったのならできると思うのです。この資料を見ますと、庁舎なんかは電気量17.2%削減しているのですよね、もう。これ以上の削減って、今町長が言われたように乾いたぞうきん絞るようなもので、何ぼ絞っても出せるものと出せないものがあるのです。だと思ふのです。無理をすると、また町民に負担がかかっていくのかな。このL A S—Eで結構節電をしていて、町民なんかは、トイレ行っても電気消していると、町職員の方はスイッチがわかるからスイッチどこにあるか探せるけれども、町民はどこにスイッチあるかわからないので、トイレ行ってもできないような状態になっているので、感知して電気ついたり消えたり、そうすると、それなりに経費かかりますけれども、消し忘れたということのないので、節電しながらも住民サービスはそういうことでやっていただきたいなと思っておりますし、これで各町村で7%と振興局からも言われているみたいですが、7%できないとペナルティーか何かあるのか。どうなのです、町長、これは。

加納議長
小林町長

町長。

先ほどお答えしたとおり、7%というのは、電気の1日の最大の需要量と供給の可能量の差で7%が必要だという北電の試算で出てくるわけでありまして、7%の根拠というのは、2010年の1日の最大実績が506万kwだということ、それに対して安定供給が続けることができる可能な状況が470万kwだということでありまして、その差で7%必要だということ、そういう積算なのでありますけれども、実際には総合振興局から各市町村についても一応は7%という努力目標とし

て取り組んでくださいということでもありますから、私どもも先ほど申し上げましたように節電についてはかなり取り組んでいますので、必ずしも7%いくかどうかは別にして、いずれにしても、役場はもとよりでありますけれども、町民の皆さんにも、ちょっとしたことで節電ができるというパンフレットも出ていますので、そういうPRをしっかりしながら、町全体としてできる限り節電に努力をしていくという取り組みをさせていただきたいと思えます。

加納議長
大西議員

大西米明議員。

私は、今町長がパソコンの待機電力を減らすとか、冷蔵庫の温度設定だとか、いろいろな話はしていますけれども、これは今までやってきている。微々たるものだと思うのです。それで、大きく何か本当にできるのかなという、サマータイムの導入ぐらいのかな。1時間早くやると7時半に始まるということになって、9時から始まるのですから、9時までに早い時間で仕事やれると最後の時間が早く終わるということで、かなりの節電効果は出ないのかなという思いもしますけれども、7時半というとちょっと大変、いろんな業務もありますから、5時半で終わるやつ4時半に終わっていたら、町民が来たら終わっていたというので困ったりなんかするかもしれませんけれども、ここで大きく減らせるとしたらサマータイムぐらいのかなと自分なりにちょっと考えてみましたが、まず無理だと思うのですが、万が一これが達成できなくて、町長も懸念している計画停電、1日2時間。それから、一番大変なのはブラックアウトすること、これは各家庭の電気使い過ぎるとブレーカー落ちて、ブレーカーぱちっと入れれば電気通じますけれども、ブラックアウトしてしまうと何日も電気が来なくて停電になってしまいますよね。それで、もう何十年前ですか、ニューヨークの大停電、相当な被害が出ましたから、そういう危機にならないようにしないとだめなのだろうな。

だから、その辺の危機感というのは町民にも、我々もまさかそこまでいかぬだろうな。ただ、北海道は原発が始まる前は水力と火力だけでやっていたよね。それで、電気代も全国平均のトップクラスの高い電気料でしたが、原発が入ってから電気代が全国平均以下になったということで、40%の電気を原発に頼っている。それがなくなったから今回こういう状態になったのですけれども、本当にこれをみんなで努力してやっていかないと、本当に計画停電だとかブラックアウトになると、これは住民の生命にかかわる。土幌町には多分いないのだと思うけれどもけれども、家庭で人工維持装置を使ったりなんかしている人も呼吸器を使っている人もいないと思うのです。北海道には約800人ぐらいいるというのですが、そういう人の命にかかわることになりませんし、畜産農家にしてみれば、一日でも搾乳をしないと牛が被害を受けるということでもありますので、何とか目標だけは達成する

ように努力したいなと思うのですけれども、サマータイムはどんなものか、町長、私なんてちょっとわかりませんが、どうですかね、サマータイム導入で7%に近づけるとい。今まで街灯ももうやっているのですよ、土幌町は。全部やっているのです。自動ドアの開放もやっているだろうし、だから新たにやるとしたらそういうことしかないのかなと思うのですけれども、町長、その辺はどう思いますか。

加納議長
小林町長

町長。

サマータイムについては、以前に私どももL A S - Eを進める上で電気を節約するとすればそういう方法もどうかという検討をした経過もあるところでありますし、さらに今年鹿追町がサマータイムを導入しようかということで新聞報道もされているわけでもありますけれども、サマータイムもどのくらい効果があるのかということもありますし、さらには役場の公務執行上どんな課題があるのかということも検討はしなければならないと思うのですけれども、いずれにしても理論的には節電に効果がある取り組みだということですから、そこら辺の課題だとか、それから効果も含めて今後検討させていただきたいと思えますし、さらには今年北海道の場合は今7%でありますけれども、むしろ夏より北海道は冬の場合のほうが厳しくなるということになれば、どうしてもその目標を全道的に達成しなければならないことになれば、それは役場も含めていろんなことをもう少し強力で徹底をしていく取り組みをしていく必要があるのかなということでもありますから、今後そういう動向も十分留意をしながら節電をしていくのでありますけれども、これも役場だけではなくて、町民の皆さんにもいろんな形、あるいは産業界、事業所等にもお願いをするのでありますけれども、ただ先ほどありましたように人の命にかかわることだとか、酪農業でしたらバルククーラーに電気を入れないでやれるかといったら、それはできないわけですから、できるものとできないものがあるのでありますけれども、できる範囲でいろんなことをやっていくという取り組みをしなければならないのでないかというふうに認識をしているところであります。

加納議長
大西議員

11番、大西議員。

庁舎については、ぜひそういうふうに、サマータイムもちょっと検討はしていただきたいなと思います。それで、ぜひやっていただきたいなと思いますけれども、あと町民についてですが、町民についてはいろいろこういうことがありますよという周知しかないのだと思うのです。無理やりしろというわけにもいかないと思うので、それで町民にすれば21年度比ですか、7%って、家で何ぼ使っていたのか、どれだけ減らしているのかわからぬのが実態だと思うのです。テレビなんか見ていると、インターネットで北電で調べると電氣量がわかるというけれども、そんなこと普通の家庭ではインターネットなかなかでき

ないのだと思うので、いろいろ北電も広報も出てくるのだと思いますけれども、今町長の答弁のようにダイレクトメールだとかいろんなもので周知はしてくると思うけれども、今言われたように町の広報を使って、何をすると7%、何%、何%というようなものを総合するとというのできるのだと思うのです。それで、その目標を節電のメニューなんかを入れていったらいいのだと思うのです。それで、経産省が出したやつでは照明の一部を消すことで7%だとか、テレビの画面の光度を下げるだけで2%とかといろいろメニューがありますので、そういうやつもぜひ広報で入れて行ってほしいと思うのですけれども、各家庭にしてもバブル時代は消費は美徳みたいな形でどんどん消費したけれども、今の経済状態ではどこの家庭でもやっぱり節電はやっているのですよ。役場と変わらないのだと思うのです。それをまた7%というと、使っていない部屋の電気消す、テレビは見えていないとき消すとかということはやっているのだと思うのですけれども、その中のテレビだとかなんとかの待機電力なんかはスイッチを抜いておくだけで何%というのが出ていますので、ぜひそういうのをやって、そしてそれをクリア。最悪の場合にこういうことになるのだよという、計画停電、それからブラックアウトになるのだよということも周知をして、多少なりとも町民も危機感持って節電に向かってもらわないと、今の状態だとどこかでやるのでしょいうぐらいのことで余り関心ないのが実態でありますから、その辺を町民にどのように周知していくのかもお聞きしたいと思います。

加納議長
小林町長

町長。

今大西議員からお話がありましたように、私どももそうですけれども、一般の町民の皆さん、7%といっても一体どうすれば7%なのか全くわからないというような状況でありますけれども、今お話がありましたように北電からも例えば炊飯器をどうか具体的なパンフレットもあるので、町のほうももう少し町民の皆さんにわかりやすく、これをすればこれだけ節電ができるというような、そういう周知方法をしていくというのと、もう一つ、事業所の皆さんにおいてはどんなことができるのかということで、少し事業所の皆さんにも具体的な形をお願いをしていくという取り組みをしながら、役場はもとよりでありますけれども、町民の皆さん、あるいは事業所がそろって節電について取り組むという、そういう方向で努力をさせていただきたいと思えます。

加納議長
大西議員

大西議員。

ぜひ広報なんかでは特集組んでやっていただきたいなと思いますし、それと今回大井原発が昨日再稼働、暫定的ですが、再稼働することになってきましたが、それで関西方面は多少節電が減ってきたのでないかなと思うのですが、泊原発が再稼働する可能性、今年の

夏はちょっと間に合わないと思うのですが、それがどうなるかによってもまた節電は変わると思うのですが、町長として泊原発の再稼働があったとしてもこの節電はやはり庁舎内だけでもしていくのか、していないのか、どういう気持ちでいるのか、ちょっとお聞きします。

加納議長
小林町長

町長。

これまでもL A S—Eの取り組みもそうでありまして、それから環境宣言の考え方もそうなのでありますけれども、いずれにしてもバブル時代からこれまで日本の社会あるいは家庭の生活の中で浪費を美德とした結果が今の結果という、環境も含めてそういう結果でありますから、そういう面では原発の稼働云々を別にして、やっぱり節電をしていく、少しいろんなことで節約をしていくという、そういうことを役場はもちろんでありますけれども、町全体でそういう取り組みを今後していくことが必要だということでありまして、そういう取り組みを今後いろんな機会に町民の皆さんと議論をしていくという、そういう機会を持っていきたいなというふうに思っているところであります。

加納議長
大西議員

大西議員。

町長の答弁、もうそのとおりだと思う。ぜひそれをやっていただきたいと思えますし、さきの議会でも町長は、脱原発はそれにかわる代替のエネルギーができるまではやはり原発をやめるというわけにはいかぬだろうという答弁がありましたけれども、まさにそうだと思うのです。だから、今ある原発を早く脱原発しようとしたら、再生可能エネルギーを早くつくっていかないと、何十年もかかってやっていると、それこそこういうことがずっと続くわけにいかないですし、ですからどうやって地域でも、北海道全体としてもそうなのですが、エネルギーをどうやってつくっていくかということが急務なのだと思うのです。町としても、やはりそういうことには向かっていってほしいなと思うのですが、町としての考え方をちょっとお聞きします。

加納議長
小林町長

町長。

原発の絡みでいくと、より原発の安全性が確認をされるということが重要でありますけれども、もう一方では、今の中で電気が行くか行かないかでは生命にもかかわる部分がありますから、いかに安定的に電力が確保されるかということが極めて重要だと、そういう取り組みも重要だというふうに思うところでありますけれども、もう一つは電気を確保するためには今言われている節電とあわせてもう一つ、原子力発電にかわる再生エネルギーをどういうふうにつくり出していくかということでありまして、今年から固定買い取り制度でそれぞれ再生エネルギーが高くなるということがありますから、そういう面では太陽光エネルギーを含めて展開が大きくなるのだと思いますけれども、本町もこれまでバイオガスパラントであるとか、さらには太陽

光も公共施設、あるいは民間への助成をしてきたのでありますけれども、今後ともより町内の再生エネルギーが利用できるような努力をしながら、できる限り再生エネルギーの利用が高まるような取り組みをしていきたいと思っておりますし、それらについては本町の環境基本計画の中でも位置づけをしているところでありますけれども、それらの考え方に基づいて今後とも推進をしていきたいというふうに考えているところであります。

加納議長
大西議員

11番、大西議員。

まさに原子力は安全神話が崩れてしまって、国民全体が早くなくなるものならなくなってほしいという思いが大体の方はあるのだと思うのです。だけれども、さりとて今それにかわる代替の電気がないので、エネルギーがないので、やむなし原子力を再稼働してほしいなと思う人も半分ぐらい、半分ぐらいはやっぱり動かさないほうがいいよ、我慢するよという人もいるのですが、いずれにしても今町長が言われるように町民の方にも電気が計画停電入れるだけでも2時間ですから、生命維持装置だとかなんかしているとそれは命にかかりますよね、それから酪農家もブラックアウトなんかして一日でも二日でもやると、先ほども言ったように大変なことになります。それで、町としてもぜひそういうエネルギーを生産することに前向きに、今町長も取り組むのだと言っていましたけれども、今バイオガスについても土幌町は6万5,000、人口の10倍以上の牛がおりますから、そのふん尿もあるだろうし、それは太陽光についても日本でも有数のトップクラスの日照時間を持っている。それから、亡き名誉町民の加納一郎さんなかは自分のところに川があるのだと、それで小型水力発電はできないものかということ、あの当時は非常にクリアするのに難しい条件があっただけでできなかったのですけれども、今はこういう時代になってきて、かなり簡単に、余り簡単というわけでもありませんけれども、そういう許可がおりようになった。だから、風力発電については一回検査やったけれども、土幌では無理ということですから、その3点についてはかなりここは有力な自然エネルギーのもとになるものがあるのだと思っています。

それでぜひ、今バイオガスについては地産地消なのですよね、ここで作ったものを今緑風荘でエネルギーにかえている。それで、電気については、太陽光で電気起こしても、町長もご存じのように発送電が一体になっていますから、どうしても土幌で発生した電力も全道に全部行ってしまおう、地元で出したものが地元で使えないというジレンマあるのですけれども、発送電分離をすると、電気つくる部門と送電する部門と別々の会社になるとすれば、送電部門のところ送電を借りることによって地産地消のエネルギーを自分で使えるのだと思うのです。それで、町長も常々言っているように、そういう電気だって命

のもとになりますから、行政というのは町民の命をどう守るかということでもありますから、少なくとも土幌町の中である程度の緊急のときに使える電気というものは確保していくべきだと思うのです。それが分離になれば、今の世の中の流れだと発送電分離にはなるのだと思うのです。ですから、そういう動きの中で土幌町の中でも確保できる、地産地消できる、その電気があればいざというときに町民の生命にかかわらなくても、全部というわけにはいきませんが、少なくとも300軒、500軒の家庭がそれで維持できるような電源を確保できないものなのか、そういうことをやっていくのも町の責務でないのかなと思っているのですが、その辺は町長どう考えますか。

加納議長
小林町長

町長。

原発事故が起きたことが大きなきっかけでありますけれども、再生エネルギーをそれぞれの地域で利用可能なものにするというのはそれぞれのまちで取り組まなければならないのでありますけれども、十勝でもバイオマスプラントそれぞれありますし、太陽光等々もあるわけでありまして、今言われたように小水力発電についてもそれぞれ取り組みをしようというまちもあるわけでありまして、本町は太陽光とあわせてバイオガスプラントについてはこれまで町で3基実証施設でやってきたのですけれども、それぞれ町、農協あるいは関係の皆さんと協議をしながら、平成24年度でさらに民間ベースで4基やるという計画が進んでいるわけでありまして、1つはバイオガスはエネルギーとあわせて、畜産環境の改善であるとか土づくりのために推進してきたわけでありまして、一方太陽光なのでありますけれども、公共施設もそうでありまして、今年から民間の家庭レベルにおける太陽光発電もしておりますから、いずれにしてもこういうものを普及をしながら、推進をしながら、地域におけるエネルギーの再生ということでもありますけれども、ご案内のとおり、1つは発送電を分離をしていくということも今後再生エネルギーを利用していくという面で、電力を有効に使うという面では極めて大きな課題であるのでありますけれども、それにあと今年から買い取り制度ができて、進むのでありますけれども、ただメガ太陽光なんかの場合ですと電力会社が拒否をできるという、そういう法律の中身もありますから、まだまだ不安定な面はあるのでありますけれども、できる限りそういうものを解消できるように国に対する要望をしながら、できれば本町の資源を使った再生エネルギーが利用できるように関係機関の皆さんとともにまた努力をしていきたいなというふうに思っているところでございます。

加納議長
大西議員

大西議員。

いずれにしても、早い時期に原発がなくなる、そういう社会をぜひつくっていただきたい。そのためには、再生可能エネルギーをどう活

用していくかということでもありますから、メガソーラー1基で1,000kwhが生産されるということは大体普通の家庭300軒分です。330軒になりますか、そういうことも考えながら、ぜひ今後節電に対してそういうエネルギー対策も考えていただきたいなと思います。

それでは、節電についてはこれで終わらせていただきます。

それでは、2問目の職員の再任用についてお聞きをいたします。職員の再任用に関する条例を平成14年4月1日に施行されましたが、当時の社会情勢をかんがみ、運用を10年間凍結してきましたが、10年が過ぎ、今後どのように運用するのか、町長にお伺いいたします。

加納議長
小林町長

町長、答弁をお願いします。

それでは、大西議員の2問目の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

新たな再任用制度として平成11年の7月に国家公務員法等の一部を改正する法律が制定されて、さらには地方公務員においても地方公務員法等の一部を改正する法律が成立して、地方公務員も国家公務員と同様に平成13年4月から再任用制度が施行されているところであります。地方公務員の場合、地方公務員法において枠組みを定めて、その後給与だとか勤務時間だとか勤務条件等の具体的内容についてはそれぞれの自治体の条例で定めるということになっているところであります。本町においても職員の再任用に関する条例を平成14年の3月31日に制定をして、同年の4月1日から施行しているところであります。

新たな再任用制度として整備をする背景ということでもありますけれども、1つは、急速な高齢化が進む中で社会保障負担の増加を一定水準に抑える必要があるということと、公的年金制度の支給年齢が引き上げられ、60歳代前半の5年間は雇用と年金の連携により生活を支える時期ということで位置づけられたところであります。2点目としては、少子化の影響及び平均寿命の上昇により、若年労働力を補うために高齢者の雇用の確保が必要になっているという、そういう情勢もあつたところであります。以上のことから、官民を問わず高齢者の雇用を促進することが重要な課題というふうにされてきたところであります。さらに、平均寿命が延びている中で、60歳代前半という年齢層は労働力としては十分に頼りになる年齢層であつて、長年培った知識であるとか経験を再活用することによって行政にとっては極めて効率的であり、かつ定年制の延長とは違って給与水準を抑えるという、そういうことも期待をされながら施行がされたところであります。

この条例の施行に関してでありますけれども、平成13年の11月から平成14年2月までの間、議員協議会あるいは職員再任用条例審査特別委員会において、議会においても種々検討いただいて、その審査報告書の中の附帯意見では、この制度の運用に当たっては慎重に対応する

ということが1つと、それから2つ目としては運用は町としては11年間凍結をするという方向でありますけれども、凍結を解除する場合は議会と十分に協議するという、そういう附帯決議がされたところでありまして、本年までその運用を11年間にわたって凍結をしたところがあります。年金制度の改革により、公務員の退職共済年金についても平成25年から段階的に年金支給開始年齢が65歳に引き上げられることになっているところであり、60歳定年の場合65歳までの間無収入の期間が発生するというところになっていくところであり、65歳まで働く仕組みを整備して雇用と年金の連携を図る必要があって、既に民間においては65歳までの雇用確保が義務づけられているところであり、国家公務員についても国は任命権者として無収入の期間が生じないような措置をすることが求められているところでもあります。そんな中、昨年人事院から段階的定年延長ということの申し出を受けて、政府においては平成25年から、その方向で検討がされていたところでありまして、実態としては民間企業の8割が再雇用で対応しているということ踏まえて、国としても再任用で対応するという基本方針が示されたところでもあります。

大西議員からは今後どのように運用するのかという質問でありますけれども、年金支給年齢が60歳から65歳に引き上げられることもあって、雇用と年金を接続することは任命権者としての責務であるというふうに認識をしているところであり、今後国の動向であるとか地域状況も踏まえながら、再任用の運用を含めて検討してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

加納議長 再質問を許します。11番、大西議員。

大西議員 町長が今答弁のとおり、まさに年金が60歳から65歳に上がるということは、任命権者としてはその5年間の無収入ということは避けるべきだということでありまして、地域、民間の状況を見ながら今後考えたいということですが、方法としては民間がこういうことが始まったから、町もそれに合わせていくというのか、町がモデルとなって先にやって民間を誘導していくという方法、どちらが先になるのかということもあるのだと思うのです。今民間では多分、高年齢者雇用安定法なんかでは今は65歳まで採用したりなんかしているところもあると思うのです。ですけれども、今町長答弁ではそういう格好になっておりますけれども、政府は本来は定例会でやろうとしたのですが、今回できないので、秋の臨時国会の中で高年齢者雇用安定法を改正して、今までは再雇用してほしいという人がいても、任命権者、民間でありますから社長があなたはいいですよと選択肢があったのです。今後安定法が改正されると希望者全員を再雇用しなければならない。だから、今度国家公務員法の改正も、今までの再任用は、再任用したいと言っ

ても任命権者があなたはだめですよという選択ができたのだけれども、今度は国家公務員法が改正されると、地方公務員はまだ出ていませんけれども、国家公務員は全員希望者を再任用しなければならないという法律になって、来年の4月から運用したいという、閣議決定もしていますから、多分それで決まってくるのだと思いますけれども、そうなるのと、今は11年間再任用は凍結したといいつつも、今まで優秀な職員については嘱託だとか期限つき採用だとかという、そういう方法で職員を雇用してきた経過がありますので、ぜひこれを機会にきちっと制度にのっとった方法でやらないと、65歳までの無収入の人が何人か退職するたびに出てくる。働いていても、何年間か無収入になるという不安を抱えてその職務につくというのは大変だと思うのです。それで、その辺について地域のそういう状況を踏まえてから町がやるのか、先ほど言ったように町がモデルとして先にこういうシステムを入れていって、町内の会社にこうやってほしいと言っていくのか、その辺についてどういう手法で町長は。

加納議長
小林町長

町長。

法律の趣旨からいくと、今までは基礎部分については年金が支給されて、比例部分だけが、半分ぐらいは基本的には年金が出るということですから、今の再任用制度では、先ほど大西議員がおっしゃりましたように、再任用を希望しても、あと採用するかどうかは任命権者の裁量で行ったのですけれども、今回この法律改正になると新しい法律のもとでは年金がゼロということですから、本人から申し出を受ければ基本的には雇わなければならないという、そういう制度でありますけれども、ただ中身としては標準職務能力だとか適正ということですから、通常の勤務ができる状態であればということですから、すべて全部ということではないのでありましょうけれども、基本的には雇わなければだめだよということなのでありますけれども、ただ10年前、11年間凍結するという経過の中では議会からも随分、これだけ民間の雇用が厳しい時代に公務員だけという話が随分あって、議会とも議論をして、当面それは凍結しようということにしたわけでありまして、そういう面では再任用制度を実施をしなければならないということでもありますけれども、実施に当たっては民間の現実、町内の企業の皆さん、あるいは団体に勤めている皆さんがどんな状況なのかということも内容を決定する段階では一度ちょっと調べてみる必要があるのではないかとということでもありますけれども、それと実際には退職者については今のところ民間に行っている方もいますし、さらには町に関係する関係団体で勤めていただいている方もいらっしゃるわけでもありますけれども、それらと調整も要るわけでもありますけれども、いずれにしても60歳が過ぎたときに何らかの収入が得れる雇用と年金の調整をするということは私ども責務としてや

程度決めれると思うので、そういうことも今回この審議会の中でよく精査してもらって、議会に提案してほしいなと思います。その審議会を早目に開催してほしい。

加納議長
小林町長

町長。

年度内には議論して、議会とも協議させていただきたいと思えますけれども、ただ対象者は実際に来年の3月の対象者というのはまだ比例部分が一部残るといことなのですけれども、実際に対象になるのは再来年の退職者から退職と同時にゼロという、そういうことになるかわかりませんが、いずれにしても今年度をめどに私どももよく検討して、議会とも協議をさせていただきたいというふうに思うところであります。

それで、今いろいろお話があったとおり、現在高齢者もそうなのですけれども、若い人の仕事がないというのが極めて困った社会だなどという、そんなふう思うわけでありすけれども、全体的に雇用としては国を含めて若い人たちの雇用対策を進めなければならないのでありますけれども、ただ制度的には定年になっても5年間は年金の支給がないという、収入がないという制度になるわけでありすから、そこは町としてもしっかり対応しなければならないということでありすけれども、ただ定年制の場合はいろいろ言われたのです。残ることによってまた若い人のモチベーションの問題だとかということもありすし、さらには給料をどうするのかといういろんな問題があるわけでありすけれども、私ども組織内の中に検討委員会を結成をしまして、具体的な検討を行いながら実施要綱を定めて、議会と年度内に協議させていただいて、その折またいろいろ意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

加納議長

以上で大西米明議員の質問を終わります。

ここで11時10分までちょっと休憩させていただきます。

午前10時54分 休憩

午前11時08分 再開

加納議長

皆さんそろっているようなので、休憩前に引き続き一般質問を行います。

質問順位2番、清水秀雄議員、住宅リフォーム助成について町長に質問を行います。

清水議員

それでは、私は町長に住宅リフォーム助成についてお伺ひします。

現在の厳しい地域経済や雇用情勢が続く中、緊急経済対策の一環として、町民が居住する住宅を町内の施工業者を利用して住宅リフォームを行う場合に経費の一部を助成することによって町内の関連産業を中心とした地域経済の活性化を図り、町民の生活環境の向上にもつな

加納議長
小林町長

がるものとして耐震化対策、バリアフリー化など、幅広い経済波及効果が得られるものと考えられます。創設に向けて町長の所見を伺います。

町長、答弁願います。登壇願います。

それでは、清水議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

国の政治経済の動向は、長引く景気低迷で公共事業が抑制される中、雇用環境の悪化は極めて憂慮する事態となっているところであります。本町では、これまでもこの事態に対応するため、失業対策、緊急雇用対策、さらには冬期雇用対策の3事業等を実施しながら失業者や期間雇用者への対策を講じたところで、これらの事業に要した費用については最近の3カ年だけを合計しても6,350万円と多額の事業費となっているところであり、延べ対策日数についても569日という積極的な雇用対策を実施したところであります。

清水議員の質問の住宅リフォームの助成につきましては、平成23年度の第1回定例町議会でも質問をいただいたところでありますけれども、平成23年度までに住宅リフォームを実施している自治体については道内では38市町村、それから十勝管内では4町でありますけれども、このうち十勝管内の4町を見ますと、助成額については5万円から20万円を上限として設定をされて、いずれも助成額は商工会の商品券等を交付する方式で実施されているところであります。

本町においては住宅リフォーム助成を実施していないのでありますけれども、これまで住環境整備の一環として、1つは浄化槽助成に加えて耐震改修や太陽光発電設備への助成を実施しているところであります。これらの助成の最近3カ年の実績では、浄化槽については26基、780万円、太陽光発電設備では9件で278万円の助成がされているところであります。とりわけ太陽光発電設備については、今年度分については前3カ年を上回り、既に13件の申請があり、自然エネルギーへの関心が高まる中、今後さらに設置申請が増加するのではないかとというふうに考えているところであります。また、福祉の面では、高齢者や障害者への住宅改修等にかかわる支援措置として介護保険の中で20万円を上限として支援制度が設けられており、本町でもそれぞれ利用されているところでありますけれども、最近3カ年の利用実績では、手すりであるとかスロープ等の改修で50件で、支給額で340万円となっているところであります。昨年3月の第1回定例町議会で質問いただいた後、住宅リフォームについての検討も行ってきたところでありますけれども、本町における建築関係の業種構造からして町内における経済循環による効果がどの程度あるのかという、そういう疑問もあるところであります。現在それぞれ定住促進対策も進めているところでありますけれども、本年から空き地、空き家の利活用も含む住宅対策を

推進していくわけでありますけれども、その一環として住宅リフォーム助成についても経済効果が上がる方策について商工会など関係の皆さんと検討してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。清水議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
清水議員

再質問があれば、8番、清水議員。

町長がおっしゃっているように、私は昨年第1回の定例会で同じ質問を行いました。町長はその答弁の中で商工会とも検討させていただくという答弁でしたが、その後何の反応もないというふうに私は受け取っておりますので、再度この点についてお伺いをしたということでもあります。町長今の答弁の中でおっしゃっているのですが、町内における経済循環による効果がどの程度あるのかということで商工会自体が疑問を呈していると、敏感に反応してこない、そういう方法があるのであればぜひ商工会の活性化のために実施してほしいというような反応があれば、町長としても実施しやすいのかなというふうに思うわけですが、しかしそういう反応がないということは、中身といいますか、そういうことが十分わかっていない、理解されていないのではないか。どこまでの経済効果がということで、それぞれ実施している自治体によってさまざまだと思うのです。ここで町長は4町のみというふうにおっしゃっているのですが、実は帯広市がこの住宅リフォーム条例を設置しまして、実施するという方向に進んでいるわけですが、実際にどこまでリフォーム助成の対象にするかというのは、繰り返しになりますけれども、それぞれの自治体によってさまざまなのです。例えばこれは帯広市の例なのですが、対象とする工事というのは老朽化による修繕、改修及び補修、あるいは住宅の様子がえ、あるいはCO₂排出量の削減を目的とした工事ということになりますと高気密化、高断熱化、そういうところに入ります。こういう形の工事をやる場合に、町民がやる場合に町内の業者が工事をするということが条件になります。そういうことで、町内での需要も町内というふうに限定される。本町の場合は帯広市と違いますから、さまざまな業種いるのですかということになると限定されますから、そこはまたそこで自治体としての方策はあると思うのです。そういう方向で考えていけば、非常に幅広くなっていくというふうに思うのです。そのところが一番大切な部分ではないのかと。

町長前段でもおっしゃっているのですが、例えば高齢化してきて住宅バリアフリー化もしたいと、これは別な制度での対応もありますけれども、しかし障害者とかそういう対象にならない場合でも住宅リフォーム助成制度の中で対応しますよということになっていくと、相当幅広く対象工事というのは広がっていくのではないかと、それだけ波及効果が大きくなっていくというふうに思うのです。そのこと自体が

商工会の活性化につながるような方向に進んでいくというふうに思うのです。さらに、対象としては住宅だとか屋根の塗装、壁の塗装だとか、そういうところも対象にしますよという自治体もあるのです。ですから、さまざまだと思うのです。そのところはやはり十分に中身を周知すること、それは商工会、商工業者との話し合いの中で、どこまで自治体として対応するのか、できるだけ商工会の人たちが幅広く対象業者になり得るような、そういう方向での話し合いをすべきだというふうに思うのです。そういう点での町長の考え方を再度お伺いいたします。

加納議長
小林町長

町長。

リフォームをする場合、住宅直していただくことに助成する。個人が、直していただく住宅の持ち主がありがたいというのは、それはいいのですけれども、町として助成するという意味では、1つは町全体としての経済効果がどうあるのかだとか、それからお話にありましたように町の環境対策としてどうなのかだとか、あるいは高齢者対策としてどうなのかという、そういう行政施行の効果が上がるようにということ考えていかなければならない。一番考えられるのはやっぱり経済効果なのでありますけれども、これはリフォームになると、1つは建築と、それから電気、それから設備あるいは屋根工事ということ、それがそろっていかなければならないということになるのでありますけれども、本町は先ほど申し上げましたように建築関係の工事数としては建築の業者が少ないということもあるのでありますけれども、実態としては太陽光なんかを見ても、町内で元請はあるのですけれども、実際に工事するというのは町外の業者の皆さんだということはお聞きしているところでありますけれども、そうすると経済効果としてどうなのかということでもありますし、さらに商工会関係の皆さんともちょっとお話をしたのですけれども、反応としてはぜひという話までいっていないので、やるとすればもう少しより効果が上がるというような仕組みを検討しなければならないということで、基本的には商工会の皆さんと今後どうすれば効果が上がるかということについて検討していきたいなというふうに、そんなふうに思っているところであります。

加納議長
清水議員

再質問ありますか。8番、清水議員。

リフォーム助成制度そのものが基本的には先ほど申し上げましたようにさまざまな建築関係が主体になってくるわけです。商工会の中に建設関係の人たちが全部商工会員になっているのかどうかという部分もあると思うのです。私が伺っている建設業者は、多分商工会に入っていないと思います。結局は、土幌に仕事がなく音更、町外で仕事をするというふうになっているわけです。そういう人たちにとっても、町内での仕事があれば、それは町内で仕事したいと、しかし町内での仕事がないから町外に行かざるを得ないという形になっています。土

幌の町内、今のところ見てみましても結構住宅建設に取りかかっている人たちがいるのです。でも、ほとんどが町外の業者です。町内のそういう対応できるという業者がいないということもあるのかと思うのですが、しかし小さな経営をやっている建設業者というのは、先ほど言いましたようにみんなが商工会に入っているわけではないのです。そうすると、そのような人たちの意見を十分に把握していない、希望も把握していない、商工会としてはそういう状態に陥っていると思うのです。したがって、建設業界で働く人たちの希望もそこには出てこない。そういう状態を町としてどうくみ上げていくか、そういう人たちにどうこたえていくかということが重要なことだと思うのです。商工会だけに頼っているのではなくて、町としてそういった部分の調査もしながら、そういう人たちの希望がどうあるのか、どういう仕事を望んでいるのか、どこまでできるのか、そういう調査も必要ではないのですか。そこのところが一つのポイントになってくるのではないかというふうに考えるのですが、どうでしょうか。

加納議長
小林町長

町長。

施工業者が商工会に加入しているかどうかというの、それは別にして、町内の中で循環していけばいいわけでありますけれども、1つは町内の業者が建築関係が少ないということであるから、どこかが元請してもその後、例えば建築でだれか元請しても電気だとか設備は外へ行って、あるいは電気は受けても建築は外へ行ってということがありますし、それは今の住宅新築のことからして年間建てる新築住宅についても町外かということになれば、リフォームも本当に5万円、20万円というリフォームで町内の業者を選んでいただけるのかどうかということもあるわけですから、そこら辺1つは業者側としてどうなのかということもあるのでありますけれども、家の持ち主の方が、発注する方がそれを使っただけかかどうかということも少し検討、よく調査をして、それらに基づいて商工会の皆さんとちょっと議論をしながら、そういう経済効果が上がるのであれば何とか推進をしていくという方向も考えていきたいなというふうに思うのですけれども、今のところ今聞いている段階ではちょっと難しいのかなということもあるのでありますけれども、もう少しいろいろなことができないか、ちょっと工夫させていただきたいと思います。

加納議長
清水議員

8番、清水議員。

それでは、もう一度お伺いします。

今町長おっしゃっているようにどこまで土幌の住民の5万円、10万円という仕事に対応できる人たちがいるのかという疑問もあるようですが、それはさまざまだと思うのです。住民としては今考えていかなければならないのは、昨年の中日本大震災後の耐震化対策というのは非常に大きな関心があります。そういう点では、耐震構造に変えてい

くと、耐震強化という、そういう工事も対象としますよというふうにしていろいろ幅を広く広げていくということで、それにどう対応できるのかというのは、それはそれで小さな建設業者でも対応できるというふうになっていくと思うのです。そういう幅広い形での考え方、ですから個人で建設事業をやっている人たちの意見も聞きながら、ぜひそういう方向で検討するという形で対応することによって、住民の中にも幅広く、ではうちでもやってもらおうかというふうになっていくと思うのです。そういう点での対応の仕方、それが住民要望にこたえていくということと同時に、そういうふうに住民の生活の安全という方策もできるということで、検討すべきだということで、再度お願いします。

加納議長
小林町長

町長。

耐震化についても現在50万円を限度として10%、耐震工事をやった場合に助成をするという補助制度があつて、周知をして、利用実態としてはまだないのでありますけれども、いずれにしてもそういうこと自体、金というか、経済効果が、お金が循環する形でやれるのかどうかという一つの課題がありまして、もう一つは、工事の皆さんもそうではありますが、先ほど申したように家を持たれた方がそれをうまく使っていていただくという、そういうことをもう少し町としてもよく検討して、それで経済効果が上がるということであれば来年度に向けて実施についても検討させていただきたいと思ひます。

加納議長

以上で清水秀雄議員の質問を終了いたします。

続いて、質問順位3番、和田鶴三議員、乳幼児医療費無料化について町長に質問いたします。

和田議員

私は、乳幼児医療費の無料化についてお伺いしたいと思います。

バブル経済が崩壊して以降、経済及び労働者の雇用環境は一向に明るい兆しが見えてきていません。特に労働法が改正されて以降、終身雇用が当たり前であった日本がいつの間にか派遣雇用、期間雇用といったいつでも首切り合理化ができる雇用形態に置きかえられ、日本のよき伝統であった物づくり社会も大手の下請企業化し、労働者の雇用は物扱いにされ、不安定な生活が余儀なくされています。年金掛金が払えない、医療保険が滞納になるなど、国民にとって最も大切な社会福祉制度、年金、医療、介護が危機的な状況になっています。そのような中であつて、親たちは子供の笑顔に励まされながら仕事と子育てを両腕に抱え、懸命に頑張っています。子供を抱える親たちは、子供の医療費を無料化にしてほしい、その願いがかなうなら、そんなまちに住みたいと願っています。十勝管内でも無料化に踏み切った市町村がふえてきています。本町も条件つきながらも乳幼児医療の一部無料化を行っていますが、内容はどのようになっていますか。義務教育終了まで無料化した場合、本町の持ち出しはどのくらいになりますか。

加納議長
小林町長

他町村以上に若い世代に対し結婚、子育て支援を充実させることが喫緊の施策と考えますが、町長の所見をお伺いしたいと思います。

町長、答弁をお願いします。

それでは、和田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

質問の1点目の本町における乳幼児等医療費助成の状況についてですが、本町においては入院、通院とも小学生までを対象として、3歳児未満及び町民税の非課税世帯については無料、3歳児以上で町民税課税世帯については1割負担となっているところであり、北海道の医療給付事業の補助を受けながら実施をしているところでもあります。さらに、道の医療給付事業では非課税世帯に対しては初診時一部負担金として医科では580円、それから歯科では510円の負担がかかるところでもありますけれども、これらについては町の単独として助成をとっているところでもあります。さらに、昨年8月から小学生の通院についても町の単独事業として拡大をしているところでもあります。これら平成23年度の給付実績でありますけれども、町の単独分も含めて受診件数については7,457件、それから給付総額については1,280万5,845円となっているところでもあります。

それから、2点目の義務教育終了まで無料にした場合本町の持ち出し額はどのくらいかという質問でありますけれども、所得制限をしないでということで試算をしたところ、約1,200万円の支出増が見込まれるところでもあります。

和田議員からは、平成20年度の第1回の定例町議会での一般質問を初め、何度かこの件について質問をいただいているところでもありますけれども、子育て支援対策については医療費助成だけでなく多様な支援が必要と認識をしているところであり、本町においては認定こども園の設置であるとかへき地保育所への支援とあわせて、支援児保育士の加配であるとか子育て祝金、さらには不妊治療費扶助など4,200万円を超える町の単独事業による子育て支援を行っていることもぜひご理解をいただきたいと思います。ただ、十勝管内の町村においても支給の拡大傾向があるところであり、町内の保護者からも拡大への要望が寄せられているところから、平成25年から拡大をする方向で検討させていただきたいと思しますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

加納議長
和田議員

再質問があれば許します。10番、和田議員。

今町長から答弁をいただきました。以前私が2回ぐらい、この子育て支援の関係については医療費の無料化について質問申し上げました。そのたびに、町ではいろいろな形でやっていると、それでその金額も約2,500万円、2,000万円以上にはなるのではないだろうかというような答弁がございました。それで、今この答弁の中でもありましたが、

平成23年度では総額で1,280万円弱というような形でお答えになりました。それでは、無料化全部した場合あとどれくらいかかるのかというようなことなのですが、1,200万円というような形で答弁もあったわけですが。以前本町ではいろいろな形で、医療費無料化に限らず、いろいろな施策として子育て支援で予算を出しているということで、平成12年の町民便利帳、町民総合情報紙の中でも、乳幼児の医療費の無料化というようなことでは2,074万円というようなことであつたわけでありまして。そういうことからしますと、これが全部含まれてそれだけになるのか、それとも医療費の関係だけを指して言っているのか、それはどちらなのでしょう。

加納議長

町長。

小林町長

担当の保健福祉課長のほうからお答えをさせていただきます。

加納議長

保健福祉課長。

(何事か言う者あり)

小林町長

ちょっと資料を調べさせていただきたいと思いますので、この部分の答弁については後ほどにさせていただきたいと思います。

加納議長

今以外の質問であれば。和田議員。

和田議員

それでは、それ以外の形でちょっとお伺いしたいと思います。

私は他町村を気にしているわけではないのですが、本町は本町、他町村は他町村というようなことなのですが、他町村もいろいろな形で工夫を凝らしながらやっているということで、他町村はどこどこが無料化をしているかというようなことでいろいろな形で気かけながら、それぞれの議会の議員に対して答弁した結果が今、2けたとは言いませんが、6件、7件の町村が無料化に踏み切っているということなのですが、本町は先ほど町長も25年度以降は他町村のことも考えながら、本町でできることについては何とか前向きで検討していきたいというような形で答弁がありました。これについては、非常に前向きな形での答弁で、よかったなというふうにして思っておりますが、現実的には今どのような形で考えておられるか、その点についてお伺いしたいと思います。

加納議長

先ほどの答えが出ましたので、保健福祉課長。

大森保健

保健福祉課長、大森からお答えいたします。

福祉課長

先ほどの件ですが、乳幼児医療費の分プラス手数料も含めた額となっております。

以上でございます。

加納議長

続いて、町長。

小林町長

先ほど申し上げましたように、子育て支援というのは医療費も含めていろいろあるわけでありましてけれども、そんな状況も受けて25年度から検討させていただきたいなというふうに思うわけでありましてけれども、1つはいろいろな子育て支援、例えば認定こども園ができて、支

援児対策で今認定こども園に25人くらいの保育士がいるのでありますけれども、基準の人数だけでいくと15人くらいなのですけれども、10人ぐらいさらに加配をして、支援を要するお子さんも引き受けていって、それで効果が上がっている、そういう事業もやっているということでもありますから、全体的に少し、実施をするのであれば今の子育て支援対策全体についても点検をするものは点検をするということが1つになります。

それから、もう一つ、実施をする中身なのでありますけれども、私はこれまで何度か、医療費等については所得制限をして、本当にお金がない人が医療だとか介護を受けられないということがないようにやるのが行政の責務だということでもありますから、基本的には所得制限を入れる方向で考えていきたいと思っていますけれども、中学生まで拡大するのでありますけれども、実施の中身については所得制限を入れるという方向で考えていきたいというふうに思っています。

加納議長
和田議員

10番、和田議員。

今保健課長のほうから答弁ありました分については、手数料も含めてということなのですが、私は全部含めるとかなりの形になるのかなと思ったのですけれども、現実的にはそれほどではないのかなというふうにして思うのです。それで、いろいろな形で工夫を凝らせば、1,200万円、これ1,200万円が全部病気になるわけではないですし、本当に踏み切った場合にどうなるのかというような、これは全部が該当した場合にはそうなるのかならないのか、現実的にデータとして今までとっている中で現実的にはどうだったのかということについてちょっとお伺いしたいと思います。

加納議長
大森保健
福祉課長
加納議長
和田議員

多分現実的な数字だと思うのですけれども、わかりますか。保健福祉課長。

出している予算の数字は、国保の被保険者の現実的な数字を出しているところです。

和田議員。

わかりました。

それで、あと無料化の拡大の方向なわけですが、どうしてもやっぱり所得制限から抜け出せないというようなことなのですが、私最初の質問の中でも申し上げましたように、現在の雇用形態というのは若い人たちに対しては非常に厳しい状況にある。そういう形の中で、現実的には結婚もできない、子供も本当は産みたくても産めないというような形にあるのではないだろうかというふうにして思っています。そういう形からしますと、安心して子育てができる。本来であれば俗に言われる、ワーキングプアと言われますが、年間所得が200万円以下の人がたくさんおられるわけですが、土幌町にもその例外でないぐらいの形の方がおられると思います。そういうことで、せめてそういう

加納議長
小林町長

人たちが当たり前の生活ができるという条件がつくまではやっぱり無料化に取り組んでいくべきでないのかなというふうにして思いますが、最後にそれだけお聞きして終わりたいと思います。

町長。

ですから、今和田議員がおっしゃったように、所得が低いところについてはこういう医療費補助の対象にするということで、そういう意味で所得制限を入れるという基本的な考え方でありまして、それともう一つ、管内で実施しているところでは町外の病院については償還払いで実施をしているということがあるのです。そうすると、償還払いですと実際の予算は組むのでありますけれども、実際に利用されていないという実態もあるといえますから、できれば私どもでは償還払いではなくて、医師会ときちんと話をして正規な形でやっていくということでありまして、いずれにしても実施の方法について所得制限を入れてという方向で考えていきたいと思っております。

加納議長

以上で和田鶴三議員の質問を終わります。

続きまして、質問順位4番、細井文次議員、学校における不審者対策及び危機管理を教育長に質問いたします。

細井議員

それでは、学校における不審者対策及び危機管理ということで教育長にお伺いをいたします。

1つ間違えば2001年6月8日、大阪教育大学附属池田小学校において発生した児童殺傷事件になりかねなかった6月1日の不審者の音更町駒場小学校来訪を危機管理マニュアルに基づき不審者を児童に近づけず、事なきを得た。教職員が連携対応したことが最悪の事態を防いだと思われまます。本町においては、各学校にてこのような場合の危機管理マニュアルの徹底がなされているのかをお伺いいたします。

加納議長
力石教育
委員長

教育委員長、答弁をお願いいたします。

それでは、細井議員の質問にお答えいたします。

各学校における不審者に対応する危機管理マニュアルの徹底につきましては、町内の小中学校、高校ともそれぞれの危機管理に応じたマニュアルが作成されており、不審者対応のマニュアルにつきましても全校で作成され、児童生徒の安全確保に関する教職員の共通理解と意識の高揚を図り、不審者侵入防止の対策に努めているところです。

当教育委員会は、6月1日に音更町で発生した不審者侵入事件を受けて、6月5日に緊急の校長会議を招集して、児童生徒の安全確保対策について学校と教育委員会が行うべき必要な対策を協議いたしました。まず、教育委員会としては、十勝教育局が過去に発出した児童生徒の安全確保にかかわる通知を改めて提示し、不審者が侵入した際の対応を再確認するとともに、各学校に対し、安全確保や安全管理について具体的な項目に沿って点検するよう指示いたしました。あわせて、各学校の安全に関する施設の点検と整備にかかわり、学校内はすべて

施錠し、特に来訪者の玄関は特定して、インターホンを設置すること、また、施設内のかぎを点検して、改修を要するものは早急に対応することといたしました。さらに、危機管理マニュアルに基づいた行動を再確認するとともに、平常時における防犯教室などに取り組むことを指示したところであります。各学校におきましては、校舎内への不審者侵入に対応する対応マニュアルの確認と見直しを行う中で、特に児童生徒の安全を守ることを最優先すること、来訪者に対する具体的な対応を明示すること、来訪者が使用する校舎玄関の施錠を徹底すること、そしてさすまたなどの用具の保管場所と使い方を確認し、非常時に有効に活用できる体制について改めて確認することといたしました。また、不審者侵入を想定した防犯訓練が多く为学校で実施されるようになっていますが、それを警察署の協力を得て定期的に行うことなどについて各校長に要請したところです。これまでの不審者対策や対応マニュアルについては学校間で若干の温度差がありましたが、今回の事件を契機として不審者への対応マニュアルが各学校でさらに充実し、その内容が教職員により一層徹底することを確認したところです。

今後とも、児童生徒の安全確保につきましては教職員一丸となって取り組むとともに、学校施設、設備の点検、整備を行い、万全を期することといたします。

以上を申し上げ、細井議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
細井議員

再質問があれば許します。5番、細井文次議員。

こういう学校関係の事柄については、特に1年に1度、2年に1度という感じの中で大変危機感の迫る、また命の問題にも迫るような問題が時々発生しております。今回も池田小学校の事件からちょうど11年が、あの悲惨な事件から11年が経過しております。私たちの記憶の中にもあの池田小学校の事件も大分薄らいできた、このようなときに、それもこののどかな十勝の帯広市の中で通り魔事件が原因となって、その犯人が次の日に訪問したと、その通り魔事件でも幸いにして命にかかわる問題ではなかったけれども、大変大きなけがをされた。そのような事件があって、その犯人が次の日に隣の音更町の小学校を訪問したと。その経過の中で、逮捕された犯人は殺すつもりで小学校を訪れたと、さらには同じ町内の幼稚園にも訪れたと、そのような大変な事件が本当に身近で起こったということであります。このような通り魔事件ですとか、学校に不審者が入るとか、そういった事件は本当に遠くのかの地の出来事のように私たちも思っておりましたが、これは大きな都会だけではなくて、本当に身近でもう既に起こってしまった事件で、起こり得る事件だったと思います。特に学校の来訪者に関して教職員の皆さんは、保護者も来訪するでしょうし、出入りの業者さ

人も多くの方が来訪するでしょう、そういった来訪者に対して学校の教職員はどのように今まで接してこられたのかお聞きしたいと思います。

加納議長
力石教育
委員長

教育委員長。

お答えいたします。私がお答えさせていただき、不足部分は教育長等に補足していただきたいと思います。

基本的には、不審者対応の危機管理マニュアルに沿って、あくまでも来訪者玄関で対応し、基本的には生徒がいるときはなるべく入れないように、また不審な行動が見られる場合は改めて訪れていただくような形で、入れることに対しては警戒を持って対応するという形で対応しておりました。今回音更で起きました事件に対しましても、まず校長が警戒心を持って対応し、それから今回は10分間程度校内に入れて、帰っていただいたということでありまして、教員同士が連携をとりながら、危機マニュアルに沿って鋭い目を光らせて対応したということでも事なきを得ましたけれども、基本的には安易に入れない。入れる場合は、さまざまな危機管理マニュアルに沿って職員が連携をとって対応する、こういう形で土幌も対応しているところでございます。

加納議長
神野
教育長

教育長、何か補足的なものありますか。教育長。

来訪者に対するどのような接し方をしてきたかというご質問でありました。今委員長から答弁させていただきましたとおりの内容であります。ただ、今後は玄関の施錠を徹底しようということで確認をいたしました。施錠した場合に、インターホンの設置されていない学校が何校かありますので、その学校については早急にインターホンの整備が必要というふうに考えていますので、今後早急に補正予算を要求をして整備をしてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

加納議長
細井議員

再質問ありますか。5番、細井議員。

後ほど施錠のことだとかそういったことについても質問させていただこうと思いましたが、施錠等の話も出ましたので、その中でまず今回は音更町内の小学校ということで、仮に私がそういう凶行に及ぶと考えたときに、私はどう考えるか、それはやっぱり大学より高校、高校より中学、中学より小学校、小学校より幼稚園や保育園というふうに考えます。今回は、たまたま小学校にこの来訪者が訪れたということですが、そういったことも考えられる。また、小学校より、さらに我が町には認定こども園、各地区には多くの保育所もあります。今回は、すべての高校から保育所、幼稚園までに対する危機管理、そういったマニュアル、そういったものの情報の照会ですとか、そういう危機管理マニュアルの再点検ということが必要だと思っておりますけれども、今回は幼稚園、保育園には委員会のほうから特別な指導なりは

しなかったのでしょうか、お伺いをします。

加納議長 教育委員長。
力石教育 その件につきましては、教育長よりお答えいたします。
委員長 教育長、お願いします。
加納議長 委員会から保育所にというのは、町長部局でありますので、直接に
神野 は話はしていませんけれども、こども園のほうにはこういった内容に
教育長 ついて学校で不審者対策のための対応をとるということで、例えば施錠の問題ですとか、そういったことについては情報提供をしております。

加納議長 細井議員。
細井議員 今教育長のお答えの中で部局が違うのということがありますけれども、部局の問題ではなくて、やはりこういったものは部局間を通り越えてしていかなければならないのではないかとというふうに私は考えますので、確かに縦割りの行政の中ではそういったことも障害となるのですけれども、そういった障害は今回はやっぱり取り払った中で対応すべきというふうに考えますので、今後そのような形でぜひとも臨んでいっていただきたいと思います。

それから、今回事件を機に学校来訪者に対する対応をやはりもう一度深く検証しなければならない。それから、不審人物か否かの見きわめということ、今はそういったことが本町でもありませんでしたし、近隣の町村でもこんなことはありませんでしたので、保護者も急に子供に用があつて来訪することもあるでしょう、出入りの業者もたくさんいるでしょう。特に出入りの業者さんについては顔パスのような状態で先生方や職員の皆さんもわかっているからいいのでしょうかけれども、仮に新規で出入りの業者になりたいような方、初めて訪れる業者さんについてはそういうこともなかなか難しい、判断が難しいのではないかと思いますので、特に出入りの業者さんについては、職員の皆さんもここにプレートつけているような学校独自のそういったもので対応していかなければいけないのではないかと、そういうふうに思っているところです。また、後ほど施錠の件もお伺いしますけれども、そういった細かいこと、過ぎたるは及ばざるがごとしということわざがありますように、これを機にしっかりとした対応をしていくべきだと思います。

それと、今回音更の小学校の危機管理マニュアル、小学校独自の音更の駒場小学校の危機管理マニュアルをたまたま拝見することができました。そこには、第1に基本理念ということであつてありました。危機管理マニュアルの基本理念、この基本理念ということで少しお伺いをしたいのですけれども、教育委員長は危機管理マニュアルの1丁目1番地は何だというふうに思うのでしょうか。

加納議長 教育委員長。

力石教育委員長 危機管理マニュアルのまず第1は、学校は子供たちが楽しく学べる場であらねばならないということから、児童生徒にとって最も危害が及ばない、安全である状況をつくる責任があります。だから、子供たちの安全ということ、それを守るためには、先ほど言いましたけれども、訪問者、学校に用があつて来る訪問者に対しても厳しくチェックをし、前もって連絡があつてアポをとって訪れる人以外、いわゆる急に訪れた人に対しては原則としては入れない。仮に何かの場合で入れる場合でも、子供がいる授業時間は避ける。もろもろの手を講じて、子供の安全が損なわれる状況は防ぐということが基本理念でなかろうかと思います。

加納議長 まだ大分質問ありますか。

(何事か言う者あり)

加納議長 それでは、ここで食事休憩とさせていただきます。

午前 11時59分 休憩
午後 1時12分 再開

加納議長 15分からということでしたけれども、皆さんそろっているようなので、ここで始めたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、細井文次議員、よろしくお願いします。

細井議員 先ほど危機管理の理念について、管理マニュアルの理念について教育委員長にお伺いをいたしました。まさしく音更の小学校が作成したマニュアルについても理念のイの一番は委員長がお答えした安全な場所ということでもあります。さて、その次のことなのですが、この理念の中にこんなことがあります。あらゆる事態を想定し、事故の予防と安全に努めることが学校の責務であるというふうに、この責務ということが非常に重いのではないかと。当然責務ということですから、保護者の皆さんが子供たちを学校に送り出して、校門に入ったときからこの責務が発生するのではないかと。当然学校に子供たちを送り出してからは保護者の手から離れてしまいます。放課後になって学校の校門から出るまで、これは学校側にすべての責務が発生するわけであり、そのような中で、教職員の皆さんがこの責務ということをどのように考えながらやっているのか、この責務という重い責任を果たして今自覚しているのかどうか、そこが少し不安になってくると思います。先生方は一生懸命やっているのは理解もしますし、私が子供のころは学校の先生は24時間先生でありました。でも、今思うにどうも学校の先生が24時間先生ではなくて、朝8時30分から午後5時までの普通のサラリーマンや公務員と同じようにその時間だけ先生で、その時間を離れたときには先生ではなくなってしまうような、そんなような

気がしております。委員長に改めてお伺いするわけですが、今先生方の認識の中では私がこのように子供のころ思っていた24時間学校の先生であるという認識が少し薄らいでいるように感じますけれども、委員長はこの点についてはいかがお考えでしょうか。

加納議長
力石教育
委員長

教育委員長。

お答えいたします。

今細井議員から指摘いただいたことは、非常に大切なことであると思います。ただ、今回の音更で起きた事件を知り、一番危機感を感じたのは先生方です。先生方がこの事件を契機に、自分たちが学校の子供たちの学びやを安全、安心であるようにしなければならない責務があるという自覚をこの事件を契機に強くされたと思います。ただ、そういう強い思いも、学校長を中心に先生方が危機管理マニュアルに沿ってきちっと動けるように、責務を感じながら、しかもその責務を果たすためにどういう行動をすればいいかという行動の一つ一つについてのマニュアルも学校内で教職員が一丸となって話し合い、徹底し、それぞれの分担も考え、何かあったときにはこういうふうに対処するのだよということを真剣に考えるきっかけに音更の事件をしていきたいと思っております。そのために、教育委員会としては6月5日に校長会議を緊急に招集し、各学校にその徹底を図ったところがございます。おっしゃるとおり、先生方は子供たちの安全確保、それから子供たちのために、意識としては24時間子供たちのために教師としての意識を持つということは根底にならなければならないと思っております。

加納議長
細井議員

細井議員。

そういったことを先生方、教職員の皆さんに教育委員長のほうからぜひともお話をさせていただいて、その責務ということの重さを徹底していただきたいとお願いしておきたいと思っております。

次の質問に少し入らせていただきますけれども、今教育委員長の答弁の中にありましたけれども、5日に本町の学校関係者、学校長会議を持たれたということでもありますけれども、この学校長の会議を持つ前段の中で、5名の教育委員の皆さんは今回発生した不審者の学校訪問について委員会の中でどのような会合を持たれて、本町でこの事件に対応していくのか、今後危機管理マニュアルの徹底などをどうしていくのかということは話し合われたのか否かをお伺いしたいと思います。

加納議長
力石教育
委員長

教育委員長。

お答えいたします。

私たち教育委員、日ごろから各学校においてこういった危機管理マニュアル、この不審者の侵入だけでなく、火災が起きたとき、地震が起きたとき、あるいは学校内で児童にけががあったとき、もろもろを含めまして、いじめの問題も含めまして、危機管理マニュアルが各学

<p>加納議長 細井議員</p>	<p>校に徹底しているということは委員認識しておりますので、委員が集まって改めて危機管理マニュアルをどうのこうのということは必要ないと考えまして、現場対応として教育長が5日に校長会を招集し、緊急に話し合いをするということにゆだねておりました。したがって、委員として集まって協議はいたしていません。</p>
	<p>細井議員。 今の部分は大変重要なことでありまして、では5名の教育委員さんは何のために今教育委員としての活動をしているのかということが大変重要な問題になってくるわけですけれども、こんなときこそやはり教育委員会を開いて、どういう対応をしていくのかということをお話合ってから校長会議であるとか学校間の会議であるとか、そういったところに進むべきではないのかなというふうに感じております。ふだんから教育委員会の中でこういうことが話し合われているので、改めて委員を招集して会議を持つ必要はないというふうなお考えのようでも、こういうときこそこれがやはり危機管理の第一歩ではないかというふうに考えるわけですけれども、今後こういったことが発生したときも改めて教育委員を招集して教育委員の中でどういう対応、我が町としてどういう対応をしていくのかということは話し合わないということなのではないでしょうか。</p>
<p>加納議長 力石教育 委員 長</p>	<p>教育委員長。 今細井議員からご指摘いただきましたこと、必要があらうかと思えますので、今後まず教育委員も集まる場を持つということを検討していきたいと思えます。</p>
<p>加納議長 細井議員</p>	<p>細井議員。 検討されるということでもありますので、こういったときにはイの一番にやはり教育委員の皆さんで今後の対応を検討していくということ、考えていくということ、ぜひともこれは実行していただきたいと、そういうふうに思うわけでありまして。 それから、5日に町内の学校長の会議を持って今回の事案について対策会議が行われたそうでもありますけれども、帯広署管内の教育関係機関の緊急連絡会議がたしか6月7日に招集されていると思います。その中で帯広署から今回の事件の概要等々が教育関係機関の皆さんに話されたと思っておりますけれども、その内容というのは、学校長、学校長会議がその2日以前の5日の日に開かれておりますが、この所管内の教育関係者の緊急連絡会議の内容というのは学校にはお知らせしているのか否かをお伺いします。</p>
<p>加納議長 力石教育 委員 長 加納議長</p>	<p>教育委員長。 その件につきましては、教育長より答えさせていただきます。 教育長。</p>

神野教育長 今議員がご指摘のありましたとおりでありまして、7日に帯広警察署管内の教育関係機関緊急連絡会議がありました。その会議には、笠谷参事と教育課長が出席をいたしましたけれども、学校等における不審者対策ということで、今までマニュアル等と言われていた、あるいは危機管理に関する道教委が発出している危機管理対応の手引等々の内容と同じ内容を再度確認をするということでの会議でありました。この会議を受けて、特に緊急に会議を招集しなければならないというような、そういう内容ではありませんので、次回の校長会議でもその内容については徹底を図ってまいりたいというふうに思います。

加納議長 細井議員。

細井議員 緊急を要しないということであれば、そのような対応も仕方ないのかなという気もいたしますけれども、やはり学校側に、特に現場に対してこういう会議が持たれた、緊急に会議が持たれたということは、これは大変重要なことでありますので、定例の会議ではなく、緊急にこの会議が持たれたということは、これは大変重要なことなので、その都度学校長等には知らせるべきです。早い時点でタイムリーに情報提供ということでは知らせるべきだと私は思いますので、今後このような事例が発生したときにはいち早く学校に教育委員会からお知らせすべきというふうに私は考えますので、その点についてお願いしておきたいと思います。

さて学校側でもマニュアルがありますが、学校間で独自のマニュアルは、道教委からもこういうマニュアルがたしか2007年の段階でおりてきていると思います。それから随分たっておりますので、それぞれの町村、またそれぞれの学校で独自の危機管理マニュアルが策定されていると思いますけれども、学校間、また町村間でそのマニュアルについての、防犯マニュアルについての情報交換というのは今まで持たれたのか、今後持たれないのか、学校や町村独自でこのマニュアルに沿って対策をしていくのか、その点のお考えをお聞きしたいと思います。

加納議長 教育委員長。

力石教育委員長 今までもそれぞれの学校が独自の危機管理マニュアルを設定しておりますけれども、その場合は他校のいい事例、もしくは他町村の事例などは参考にしております。ただ、それぞれ学校に応じた危機管理マニュアルが必要ということで各学校が作成するという形をとっておりますけれども、よきものは学び、吸収しながら作成していると思います。今回駒場小学校の対応につきましても、非常に学ぶべきものが、校長の対応も含めまして参考になるものがございますので、そういう事例も参考にしながら、各学校の危機管理マニュアルをよりいいものに、それからより先生方が意識を持って対応できるように変えていきたいと思っております。

<p>加納議長 細井議員</p>	<p>細井文次議員。 ぜひとも教育委員の皆さんは、今回新聞報道や、今委員長のお答えにもありましたけれども、大変駒場小学校の校長先生以下教職員の皆さんがすばらしい対応をしたので、事なきを得たということが報道されております。教育委員の皆さん、それから学校関係者の皆さん、ぜひとも直接駒場小学校の校長先生や先生にお話をお聞きする機会を設けていただいて、いいところは本当にまねをする。さらに、それに独自のマニュアルを加えて、考えて万全を期していただきたいと思いません。</p>
<p>加納議長 力石教育 委員長</p>	<p>それから、防犯訓練のことについて少しお伺いしますけれども、今までこういう不審者対策について我が町の学校の中では、最初の答弁の中で警察署の署員、生活安全課だと思えますけれども、そういう署員を呼んで実際に指導を受けたということはないということでしょうか。 教育委員長。 過去にもございます。例えばさすまたを設置しても、さすまたの使い方とか、それから一人の教員がさすまたを使っているときに他の職員はどう対応するかとか、もろもろ含めまして池田小学校の事件以来防犯訓練も先生方やっております。あわせて、防犯協会もその当時さすまたにあわせて催涙スプレーを学校に使ってほしいということで提供しております。もろもろ含めまして、そういう用具の使い方、それから先生同士の連携、分担、それから万一児童がいるときに入ってきたときに児童を安全な場所に誘導する先生、それからいわゆる不審侵入者に対応する先生、そういうもろもろ含めまして具体を想定して先生同士の連携プレーをするためにはやはり訓練しかございませんので、警察署、町内の警察の方に指導をお願いするのももちろんですけども、先ほど細井議員言われましたけれども、帯広の生活安全課の職員と帯防連とも連携をとりながら、そういう訓練のための人材も派遣してもらい、やっていきたいと考えております。過去もやっておりますけれども、さらに徹底していきたいと思えます。</p>
<p>加納議長 細井議員</p>	<p>細井議員。 なぜこのような生活安全課、警察官を招いてしなければならないかということなのですけども、皆さんご承知のように、金融機関ですとか、駒場小学校も事件発生後の7日の日でしたか、新聞で報道されておりますけれども、実際に警察官を呼んで訓練をしたということになっております。この事件が起きたから行ったのか、起きる前から計画していたのかは定かではありませんけれども、あの中でなぜ警察官があのような黒い服装をして、黒い帽子をかぶってサングラスをかけて大きな声でやるのか、そこが一番重要だと思います。確かに臨場感あふれる。訓練ですから実際の犯人ではありませんけれども、やはり</p>

臨場感あふれる中で、幾らにせものの犯人でも訓練の中で大声を張り上げた、そういう状態の中でやれば、少しでも実際の事件に近づいた中で訓練を行うということですから、やはりあれは大変重要なこと、これが実際に起こったときにうまく対応できるかといったら、絶対これは対応はできないと思います。ああいった本当に臨場感あふれる訓練が絶対必要であると、それを半年に1回、毎年やるというのはなかなか無理かもしれませんが、ああいった訓練というのは非常に必要であろうと思います。

また、今委員長のお答えの中でさすまた等の用具の使い方の勉強とか、そういうのもあるようですけれども、各学校の教室の中に授業中にそういった犯人が仮に入ったときにどうするのか、各教室の中にさすまたが備えつけてあるわけではありませんし、先生方お一人お一人が催涙スプレーを持っているわけではありません。そのような中でその場、その場の対応ということ、こういう場合はどうなだろう、こうしなければならぬという、先生方や教職員、それから教育委員の中でもそういったシミュレーションと申しますか、そういったものがすごく重要ではないか。駒場小学校のマニュアルの中にも当然さすまたはあります。消火器だとか消火栓も使うそうです。消火栓や消火器や催涙ガスだとかそういったもの、犯人の行動だとかそういったものを一時抑圧するというか、鈍らせる意味で、例えば近くにあれば消火栓を使って水をかける、消火器があればそれを噴霧して行動を抑える。例えば教室の中にそういった犯人が来たときにはどうなのかというその場、その場の検討も十分今後行っていただきたい。それをお願いしておきます。

それから、最後の質問とさせていただきますが、今まで学校は開かれた学校、学校開放ということで開かれた学校ということで保護者ですとか一般の皆さんに体育館をお貸ししたり、そういう形の中で開かれた学校ということで今まで取り組んでまいりました。しかし、こういう事件が発生したときにはある程度学校自体を閉ざしていかなければいけないと思います。施錠の確認、それからインターホンですとかそういったものも整備するというふうな委員長のお答えもありましたけれども、この相反する2つのことを今後どういうふうに展開をしていくのか、開かれた学校、それから閉ざさなければならない学校、この相反する2つをどのように今後委員長はお考えになっていくのか、一方的に開いていくのか、一方的に閉じていくのか、その部分のお答えをいただいて、私の最後の質問にさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

加納議長
力石教育
委員長

教育委員長。

お答えさせていただきます。

まず最初に、開かれた学校ということでございますけれども、開か

れた学校というのは、訪問者が自由に出入りして、いつでも訪れたらオープンでウエルカムだよということではございません。基本的には施錠を徹底し、子供たちの学びやが安全であるためには閉ざしておかなければなりません。それは、いついかなる不審者が入るかもしれないというおそれがある以上、基本的には施錠を徹底し、訪問者に対しては厳しく対応すべきだと思います。そういう形で学校を開くということに関してお答えしますけれども、学校を開くということは、学校の情報を幅広く保護者、町民、地域の人、そういう人に知っていただく、学校でどういうことをやっているのだということを知っていただく、その上で参観日、それから地域のお年寄りを呼んだりして学校で行われております収穫祭なんかには地域の方がよく訪れられますけれども、そういう場で学校の取り組みを見ていただく。それに対して、学校評価も今は各学校徹底してやっておりますので、父母、保護者の学校評価、それから評議員の意見も聞きながら評議員の評価も聞く、さまざまな評価も受け入れる。学校から情報を発信する。その発信に対するいろんな評価も素直に受けとめていく。あくまでも学校がひとりよがりにならないということが開かれた学校ということだと認識しております。そういう観点からしますと、訪問者に対しては基本的には閉ざしてもいい、用のない者は来ないというのが子供たちの安全で安心な学びやのためには基本的な条件だと思っております。そういうことで、開かれた学校と訪問者に対して施錠して閉ざすということは矛盾しないものだとは私は認識しております。

加納議長

以上で細井文次議員の質問を終了いたします。

次に、質問順位5番、秋間紘一議員、土幌町国民健康保険病院の運営についてと障害者専用総合施設の建設についての2問を町長に質問いたします。

秋間議員

私は、町長に2点について質問をいたします。

まず初めに、土幌町国民健康保険病院の運営について質問いたします。国保病院の運営に当たっては、大川院長を初め各先生やスタッフの努力により適切に運営がなされていると思うが、一般会計から3億円を超える繰り入れなど、経営環境は万全だと言いがたい面もあります。しかし、町民の安全、安心を確保する上から、ある程度の負担はやむを得ないと考えますが、不採算地区の自治体病院での運営は、診療報酬制度の改正などまだまだどのように変わっていくか不透明な面もあると思われま。そのような中であっても本年度より医師5名体制で診療体制の強化が図られ、現在に至っております。土幌町唯一の医療機関として町民の命と健康を守るため、国保病院を今後どのような方針のもと運営していくのか、町長に所見を伺いたい。

加納議長

町長、答弁をお願いします。

小林町長

それでは、秋間議員の1点目の質問にお答えをさせていただきたい

と思います。

自治体病院は、地域住民の健康の維持増進を図り、地域の発展に貢献することを使命として設置されているものでありますが、その経営環境は、医師、看護師不足に加え、平成22年度までの10カ年間にわたる診療報酬のマイナス改定など、地域医療を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあるところであります。そのような中であって、本町国保病院についても平成23年度については医師4人体制が整ったとはいえ、不安定な状況にあることは否めないところであり、経営面についても、秋間議員からも指摘があったとおり3億円超の一般会計からの繰り入れを行っているところであります。平成23年度においては、行政報告で申し上げたとおり医師体制が4人になる中、大川院長を中心として医師、スタッフの奮闘により病床利用率の向上に伴って医業収益が伸びたのでありますけれども、一方医業費用の増額により収支不足額は3億5,433万円となったところであります。今後において町立病院の果たす大きな役割である初期、救急への対応、保健予防活動との連携を徹底しながら医療サービスの向上を目指すとともに、経営改善に向け、一層の努力をしなければならないというふうに認識をしているところであります。

いかに町民に信頼される病院を築くかが求められているところでありますけれども、病院の対応については町づくり懇談会等でも指摘をされているところであり、医師はもとより、パラメディカル、事務、ガードマンに至るまで病院のすべての職員が認識を共有しながら取り組むよう、いま一度病院長に指示をしまいたいと存じます。平成24年度においては、医師が5人体制となったことから、これまでの出前講座であるとか病院応援団との連携などとあわせて訪問診療、物忘れ外来、ウォーキングマイレージ事業など、保健福祉課との連携のもと新たな取り組みを開始しているところであります。これらが効率的な事業として継続されるよう推進をしまいたいと存じます。医療を取り巻く環境は極めて厳しいものがありますが、病院内での医療サービスや経営改善の努力とあわせ、町としても医療ニーズを踏まえながら、道内外の医療関係機関との連携など新たな展開を模索しながら、国保病院が町内唯一の医療機関、保健、医療、福祉が連携する福祉村の中核施設としての役割が果たせるよう、病院スタッフともども一層の努力を傾注してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

加納議長
秋間議員

再質問があれば許します。秋間議員。

ただいま町長の答弁で努力していることは理解をいたしますが、町民にとって一番大事なことは町民が安心してかけられる体制がいかに確保できるかと、しているかということでもあります。病気を見つけていただいたとか適切な対応をしていただいたなど、国保病院に対しての

感謝の言葉も多くあると思いますが、残念ながら不満の声も聞こえています。例えば出張医による当直時に常勤医の先生によるバックアップ体制がとられているのか。先生とコメディカル、さきほどパラメディカルという話でございましたけれども、これについては検査技師だとか放射線技師だとか薬剤師さんだとか栄養士さんも含めてですけれども、との間で共通認識を保ち、良好な連携をとられているのか。急病時にすぐ受け入れてくれなかった。また、急病時に電話対応のみで他の病院を紹介された。また、診療時に説明がなかったなどさまざまな内容となっております。患者さん側の勘違いやそのときの状況によってもいろいろなことがあると思いますので、この場で一つ一つの答弁は求めませんが、患者さんに対して十分な説明と患者さんの同意が何事に対しても必要であると考えております。

また、町民が求めている町国保病院はどのような病院か私なりに考えてみました。最新の高額な医療機器があり、最先端の医療を受けられる病院ではなく、町民がいつでもかかれるかかりつけ医としての病院、どんなことでも相談に応じてくれる家庭医としての病院ではないでしょうか。常勤の先生の協力のもと、症状に応じて他の専門医等をスムーズに紹介してくれる病院、急病に際してはすぐに診てくれて適切な専門病院等に転院できる病院としての役割であります。また、一般医としての対応を行い、おのおの先生方が持つ専門医としての対応は一般医師としての役割の次の段階で発揮していただくものと、このようにも考えております。急病で、かつ重症で緊急を要し、救急救命士が直ちに専門病院に搬送が必要と判断した重症患者さんを除いて、通常の救急時にはまず町国保病院で、その後すぐ専門病院に転院、症状の安定期、慢性期は町国保病院で診ていただけるような体制、すなわちピストン体制を望んでいるのではないかと考えております。このようなことは、言うのは簡単ですが、なかなか大変なことであると思いますが、しかし町国保病院がたとえ赤字であったとしても、町民から安全、安心のためのコストであると理解が得られ、町民がいつでも診てもらえる病院、町民だれもが必要だと思える病院を目指してはどうか、もう一度町長の考えを伺いたいと思います。

加納議長
小林町長

町長。

今秋間議員がおっしゃったとおりだと思っておりますけれども、1つは安心して病院にかかれるということでありましてけれども、今秋間議員がおっしゃったことについては、懇談会等々においても救急の受け入れ等についてはいろんな意見も伺っているところでありますけれども、そういう面ではしっかり病院の中でそれぞれに出された課題なり不満等について解決するよう、それぞれの病院の機関関係の中でしっかり解決をしていくという、そういう努力をするように指示をしてまいりたいというふうに思っております。

もう一つ、町立病院の役割でありますけれども、第1次診療でありますから、私どもは救急であるとか初期診療に対応するというのが基本であって、私どもの病院ですべてを完結するというのではなくて、救急なり初期の対応したものについて、その病状によっては第2次、第3次につなぐということが役割でありますから、そういう面ではそういう判断なり適切な対応ができるよう、これらについてもよく病院との連携の中で話をしていきたいと思えます。

それから、病院の経営でありますけれども、私どもも町の町民のための病院だという意識を持っていかなければならないし、町民の皆さんもおらが町の病院ということで、そういう信頼ができるよう真摯に町民の皆さんの意見をいろんな形でお伺いしながら病院運営をしていきたいということでもありますから、それぞれ赤字も出るわけでありませけれども、命と健康を守るためにそういう理解がされるような、病院はもとよりでありますけれども、私ども町全体として今後そういう努力を一層していきたいなというふうに思っているところでありますので、ご理解いただきたいと思えます。

加納議長
秋間議員

秋間議員。

ただいま答弁をいただいたわけですが、町民が安心して診てもらえる病院、これが一番求めていることだろうと思えます。また、信頼をしていただける病院にするためにはどうするかということも病院全スタッフの中で十分論議をいただいて検討し、それを実践に移していきたいというふうに考えております。

そこで、ちょっと質問をかえさせていただきますけれども、医療費の抑制などが進む中、患者さんから評価され、選ばれる病院となって安定した病院経営が実現すると。それには、前段で質問し、回答いただいたほかに、診療体系、診療技術に加えて病院全体で接遇強化に取り組む必要があると私は考えております。私は、医療、治療というのはサービス業であると考えております。そこで、先ほど町長の答弁もございましたし、医師はもとより、パラメディカル、事務、ガードマンに至るまで病院のすべての職員が認識を共有しながら取り組むよう病院長に指示をすると、こういうような答弁をいただいてございます。そこで、国保病院ではどのような目標を掲げ、接遇に取り組んでいるのか、また今後の取り組み及びその実践方法について伺って、質問を終わらせていただきます。

加納議長
小林町長

町長。

現在の接遇の研修等の状況については病院事務長のほうからお答えをさせていただいて、以降の今後の取り組みについて後ほど私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

加納議長

病院事務長。

渡辺病院 事務長	<p>病院事務長の渡辺よりご説明いたします。</p> <p>接遇の研修に関しては、昨年度は2月に1度行っております。あと、たしか役場の中でも接遇の関係で職員研修があったと思います。大体年1、2回を目標に接遇の研修は続けていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
加納議長 小林町長	<p>町長。</p> <p>それぞれ秋間議員から病院にかかわってでありますけれども、いかに町民の皆さんに多く病院を利用いただくかということでありまして、そのためには私ども病院がいかに信頼されるかという、そういう取り組みをしていかなければならないなというふうに思うところでありますけれども、そういう面では町民の医療に対する説明責任というのかな、そこをきちんとしていくということが極めて重要だと思っておりますし、それから病院の中に医師、看護師、それから技術職、あるいはいろんなセクションがあるわけでありまして、それらの機関会議をきちんとやりながら認識を共有していくということで、いま一度きょうの質問を受けて病院の接遇から、それから病院の連携含めて徹底しながら、うちの病院がそういう役割を果たせるように一層努力をしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。</p>
加納議長	<p>続きまして、2問目、障害者専用総合施設の建設についてをお願いいたします。</p>
秋間議員	<p>それでは、障害者専用総合施設の建設について町長に伺います。</p> <p>本町の障害者福祉は、平成18年、障害者自立法の制定に伴い、土幌町福祉計画を樹立し、その計画に基づいて事業展開がなされております。その間、障害者の保護者の方々に組織する各会の協力と民間の力をかり、障害者支援が充実し、機能し始めているのも事実であります。主に地域活動支援センターと居住系サービスとしての共同生活支援を推進しております。その中であって、地域活動支援センターほのぼのホームに新たに就労継続支援B型事業所の指定を受け、ホーム共同作業所を併設したところであります。日中一時支援においても利用者が増加する傾向にあり、非常に狭い施設となり、効率的サービスが難しくなっております。このような状況を踏まえ、第3期障害者福祉計画で施設整備の検討を始めると記載されているが、どのような施設を想定しているのか。今後障害者が生涯にわたって安全、安心して生活が営めるケアホーム等を含めた障害者専用総合施設を早急に建設してはどうか、町長の所見を伺いたい。</p>
加納議長 小林町長	<p>町長、答弁をお願いします。</p> <p>それでは、秋間議員の2点目の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず、1点目の施設整備の検討に当たってどのような施設を想定し</p>

ているかということではありますが、NPO法人障がい者支援の会の努力により地域活動支援センターほのぼのホーム、それから就労継続支援B型事業所ほのぼのホーム共同作業所及び日中一時支援事業、すずらんの家が順調に運営されているところであり、また障害者の居住の場としてのグループホーム笑顔においても定員である4名の障害者が共同生活をされているところでもあります。しかし、ほのぼのホームあるいはすずらんの家については老朽化が進むとともに狭隘な状況にあるところであり、加えて施設が分散しているため効率的なサービスがしづらいということで、NPO法人障がい者支援の会を初め障害団体の皆さんから施設整備の要望もいただいているところでもあります。それから、現在の第3期の障害者福祉計画においても、これらの課題に対応すべく施設整備の検討を行う方向を示しているところではありますが、居住系サービスや日中活動系のサービスなど、障害福祉サービスが複合的に提供できる機能を有した施設が望まれているところでもあります。

質問の2点目は、ケアホームを含めた障害者の専用総合施設の建設を早急にということでもありますけれども、現在国においては地域社会における共生に向けた新たな障害保健福祉施策を推進するために、平成25年4月1日を施行日とする障害者総合支援法の策定が進められているところでもあります。この新しい支援法の内容を踏まえるとともに、施設の内容、規模などとあわせて財源対策も含めて十分調査検討を重ねながら、年度内に今後の方向を示してまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

加納議長
秋間議員

再質問があれば許します。1番、秋間議員。

ただいま答弁をいただいたわけですが、町民意識アンケートというやつを相当前に北大の小林先生が行っております。その中身を見ますと、今後取り組むべきまちづくりの各分野のうち、あなたは特にどの分野に力を入れるべきと考えますかという問いに対して、第1位は若者定住や人材育成対策の推進、これが44%でございます。第2位に、高齢者、障害者など社会福祉の充実、これが43%でございます。また、別な設問でございますけれども、希望する未来像という問いに対して、健康で人間性豊かな町、これが41%の回答が出てございます。というのは、こういうアンケートの結果を見ても町民の多くが福祉、医療の充実を望んでいるということが、これ10数年前のデータです。それを裏づける最近のアンケート、これは福祉課のほうでやられたのかなと思いますけれども、障害者の理解についてということに対して、身体、知的、精神、発達障害について知っていますかと、すべての全種の認知度は70%であります。それから、いろいろな設問についても多くの町民の方は50%以上認知をしているわけです。そういうこともございまして、いろんな活動が理解をされているわけですが、

この18年度の障害者自立支援法の施行以来町の障害者福祉に取り組み、多くの町民に理解を得ると同時に、先ほど言ったように認知もされておるわけです。

しかし、その中であって、関係者のお話だとか保護者のお話だとか、さらには障害団体等と町民との意見交換、ヒアリング等において、実はほのぼのホームでございますけれども、3障害一緒の相乗効果もあるが、リスクもあり、専門的に分けれるハードも欲しいとか、施設の中に死角が多く、18歳以上の男女が一緒にいることが心配だとか、作業が分散していて一堂に会するスペースが狭いとか、本人が一人になったときの居住が心配などなどの意見を総括すると、障害者の将来の生活設計に不安を生じているのが実態であります。これらを解消するためにも、本人や保護者が生涯にわたって安全、安心して生活が営める24時間見守りケアホームだとかグループホームだとかを備えた複合型の総合施設が必要だと、こういうふうにも考えてございます。先ほど町長の答弁もございましたけれども、ただいまお話しした町民のアンケートの結果、障害者支援に理解をいただいている。さらに、障害者、保護者の方々の強い要望と町の福祉計画、施策が私は今のところ合致していると、このように考えておりますし、障害のある方が地域で自然に生活し、安心して暮らせるまちづくりをする上でもやはり複合型の総合施設が必要ではなかろうかというふうに考えてございます。

それと、もう一点でございますけれども、日中一時支援事業で子供の成長や特性、性格に合わせて支援が行われており、その後、これ中学だとか高校を意味するのですけれども、各課程を終えた後に土幌に戻り、地域活動支援センターに入所していただくためには個人個々、または集団に合った完結型の支援機能を備えた複合総合施設がさらに必要であると。さらに、親元で生活することが障害者、保護者の両者にとって安心につながると確信しております。そのようなことがバリアフリーの原点であると考えております。その実現を目指すのが行政の役割であるともまた考えております。先ほどの答弁で財源対策を含め十分調査や検討を重ねながら年度内に方向性を示すとの答弁でありましたけれども、建設を前提にした調査なのか、検討なのか、まずお聞きをしたい。それと、完成の予定日をいつごろにしてこういう調査を行っていかうとしているのか、そのことも含めて伺いたいと思います。

加納議長
小林町長

町長。

障害者施策でありますけれども、1つ、従前から本町はどちらかというと福祉については高齢者福祉を重点に進めてきたというところは、それは否めないところでありますから、高齢者もそうなのですが、障害者についても地域の中で支え合うという、障害者関係法

の改正の中でもそういう流れでありますから、そういうものを受けて町としても日中一時支援だとか、それから地域活動支援センター、さらにはグループホーム等の整備をしてきたところでもありますけれども、ただ施設的にいけば日中一時支援あるいは地活センターについては施設が非常に古いということもありますから、これまでも障害者関係の団体の皆さんとお話ししてきたとおり、町としては新しい複合的な施設を整備をするという方向で検討してまいりたいというところでもありますけれども、ただ今年度末までに、いろんな調査だとか、どんなニーズがあるのかということもありますし、先ほど申し上げた新しい支援法の中でも例えばケアホームをグループホームと一緒にするかという制度の改善もあるので、その辺の動きを見ながら、年度内にはどうするかということの方向を町として決めていきたいというふうに思っているところでもありますけれども、それ以降いろんな計画だとか具体的な施策に入るのだというふうに思うところでもありますけれども、25、26年度ぐらいまでには整備できるめどで取り組んでいきたいなというふうに思っているところでもありますけれども、もう一つは、施設の内容もそうなのですけれども、財源対策をどうするかという、そこら辺もよく調べながら、希望に向け、できる限り早くできるような、そういう努力も町としてはしていきたいというふうに思うところでもありますけれども、ただ規模も例えば地域活動センターの場合どんどん、どんどんふやしていけるのかという、そういうこともあるのでありますけれども、そこら辺の規模をどうするかということも今後決めなければならないですし、あるいは内容的にもどこまでカバーできるのかという、そういうことも十分今後検討しなければならないわけでもありますけれども、いずれにしても、町内の関係の団体の皆さんのご意見はもとよりでありますけれども、私どもいろんな関係の施設をよく調査をしながらそういう整備をしていくということに取り組みをしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

加納議長

秋間議員。

秋間議員

ただいま希望の持てる回答をいただきました。そこで、再度お願いしたいのは、24年度調査をして25年度完成するようにひとつお願いを申し上げて、私の質問を終わります。

加納議長

以上で秋間紘一議員の質問を終了いたします。

これで一般質問を終結します。

2時15分まで休憩とさせていただきます。

午後 2時06分 休憩

午後 2時15分 再開

加納議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

3

日程第3、議案第4号「[辺地総合整備計画の策定について](#)」議題とします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第4号 辺地総合整備計画の策定についてご説明をいたします。

提案理由でございますけれども、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定によるものであります。

これにつきましては、上音更辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するものであります。

次のページ、9ページをお開きください。総合整備計画書でありますけれども、地域は上音更辺地でありまして、公共的施設は道路及び土地改良事業であります。下の表をごらんいただきたいと思いますけれども、道路につきましては川西37号線の改良舗装でありまして、事業費は1,500万円で、辺地債の予定額は600万円であります。次の経営近代化施設は、国営上音更地区土地改良事業で、事業主体は国で、事業費は8,342万1,000円であります。辺地債の予定額は、3,330万円あります。計画年度は、いずれも平成24年度から28年度までの5年間です。

以上、簡単でございますけれども、説明といたします。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なし)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

4

日程第4、議案第5号「[農業共済事業農作物共済危険段階基準共済掛金率等の設定について](#)」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第5号 農業共済事業農作物共済危険段階基準共済掛金率等の設定についてでございますが、土幌町農業共済条例第36条の規定による農作物共済1類、秋まき小麦の部分でございますけれども、これに関する危険段階基準共済掛金率等を設定しようとするもので、農林水産省による農作物基準共済掛金率の改定に対応しまして、本町の農業共済の農作物危険段階基準共済掛金率等を設定するものでございます。

1番から7番までを設定しようとするもので、特に適用につきまし

ては平成25年産からということでございます。

11ページをお開き願いたいと思います。別表1は、危険段階ごとの見込み共済金額等表でございますが、危険段階区分ごとに見込み共済金額、基準方式平均被害率の範囲、加入者危険段階被害率の平均、危険指数を掲載しております。下の別表2では、危険段階基準共済掛金率表で、危険段階区分ごとに基準方式である災害収入共済方式の9割の場合の掛金率、その他の方式では災害収入共済方式の8割、7割、半相殺農家単位方式の8割、7割、6割の掛金率をそれぞれ設定しようとするものでございます。

説明資料でございますけれども、16ページをお開き願いたいと思います。左の表は平成25年産から適用とする掛金率で、右側の表は平成22年産から24年産までに適用される掛金率でございます。本町では、現在のところ麦共済加入者の大多数は災害収入共済方式の9割を選択しておりますけれども、危険段階区分1から7までのすべての区分において共済掛金率を引き下げようとするものでございます。表の一番下に標準率とありますけれども、これが農林水産大臣が通常3年ごとに定めるもので、今回の告示された率でございます。今回の国の引き下げの理由でございますけれども、近年農作物被害が低水準であり、多くの協賛団体に積立金が蓄積されており、毎年無事戻しが行われており、無事戻しの場合は共済掛金は変わらないため、国庫負担は軽減されません。そこで、共済掛金の引き下げにより農家負担率を軽減しつつ、国庫負担の軽減を図ろうとするものでございます。

今回の共済掛金率の設定に当たりましては、北海道が示します設定要領に基づき、5月23日に開催されました農業共済の損害評価会に諮り、審議をいただき、その答申に基づきまして北海道農業共済組合連合会へ協議を行い、今月の5日、6月の5日にこの設定は適当なものであると意見書をいただいております。また、本議案の議会議決を得ましたら、今後北海道知事への申請を行い、認可を受けるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

加納議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(な し)

加納議長 質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。
(な し)

加納議長 討論なしと認め、これより議案第5号を採決します。
本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。
(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第6号「農業共済事業運営協議会委員の委嘱について」

て」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。町長。

小林町長　それでは、議案第6号は人事案件でありまして、農業共済事業運営協議会の委員の委嘱についてであります。任期途中に1名が退任したことに伴い、新たに委員を委嘱するため、議会の同意を得ようとするものであります。前任者は土幌北地区の牧草組合長の中井義雄氏でありますけれども、経営移譲によって町との共済関係がなくなったということで、運営協議会の委員の資格がなくなったということで、新たに選任をするものであります。

選任者については、そこに記載のとおり西部正氏でありますけれども、任期については前任者の残任期間である平成25年の4月1日までであります。

同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

加納議長　説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これより議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は、あす19日午前10時から再開いたします。

(午後 2時23分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員